

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年10月10日

黒部市長 堀 内 康 男

- 1 随意契約に係る役務名
期日前投票所立会人事務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年10月10日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
1日1時間につき800円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。